

杉並区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

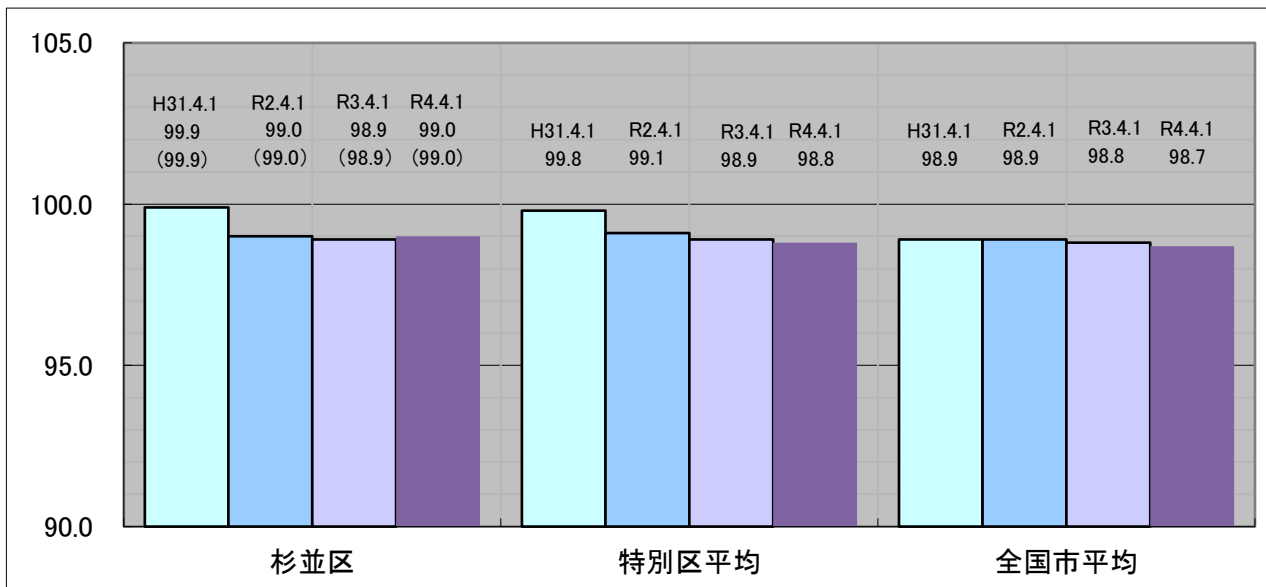
区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 569,703	千円 235,794,002	千円 13,196,423	千円 36,987,526	% 15.7	% 14.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特別区平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 3,392	千円 12,277,114	千円 4,929,087	千円 5,495,663	千円 22,701,864	千円 6,693	千円 6,563

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 特別区平均とは、特別区のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
4年度	379,408円	378,512円	896円 (0.24%)	0.24%	0.24%	0.23%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、特別区人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
4年度	4.56月	4.45月	0.11月	0.10月	4.55月	4.40月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職(一)の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。
他の給料表については、行政職(一)との均衡を考慮し改定。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準20%に対し、杉並区においても20%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
		4月1日 時点	遡及 改定後							
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
杉並区の支給割合	18%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
杉並区	41.2歳	297,540円	430,494円	373,109円
東京都	42.3歳	316,417円	453,549円	398,484円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
特別区	40.3歳	297,359円	420,048円	373,825円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
杉並区	54.5歳	290人	305,772円	415,867円	376,918円	—	—	—	—
うち清掃職員	53.3歳	171人	312,956円	444,842円	388,682円	廃棄物処理業 従業員	47.0歳	306,000円	1.45
うち学校給食員	55.8歳	27人	301,000円	377,564円	368,241円	調理士	41.2歳	292,500円	1.29
うち守衛	57.9歳	5人	283,120円	416,799円	342,864円	守衛	49.3歳	299,900円	1.39
うち用務員	55.8歳	47人	295,521円	369,815円	361,206円	用務員	49.1歳	236,600円	1.56
うちその他	57.0歳	40人	293,160円	371,849円	355,200円	—	—	—	—
東京都	50.4歳	1,275人	288,149円	388,154円	356,026円	—	—	—	—
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
特別区	53.4歳	246人	291,298円	392,684円	358,327円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
杉並区	—	—	—
うち清掃職員	7,108,880円	4,266,500円	1.67
うち学校給食員	6,210,608円	3,896,600円	1.59
うち守衛	6,341,309円	4,112,800円	1.54
うち用務員	6,070,423円	3,187,900円	1.90
うちその他	6,072,913円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成31～令和3年の3か年平均）。調理師・守衛については東京都平均、廃棄物処理業従業員・用務員については全国平均である。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
杉並区	38.2歳	334,315円	434,955円
東京都	40.1歳	337,226円	434,470円
特別区平均	37.8歳	325,980円	437,056円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたものである)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		杉並区	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700円	183,700円	(総合職) 186,700円 (一般職) 182,200円
	高校卒	147,100円	145,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	141,500円	143,000円	147,900円
教育職	大学卒	194,800円	197,300円	—
	短大卒	177,700円	180,400円	—

※技能労務職の初任給は、職種ごとの初任給の平均額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	295,113円	385,350円	375,329円	390,628円
	高校卒	241,700円	329,786円	361,683円	368,508円
技能労務職		—	310,689円	311,662円	313,830円

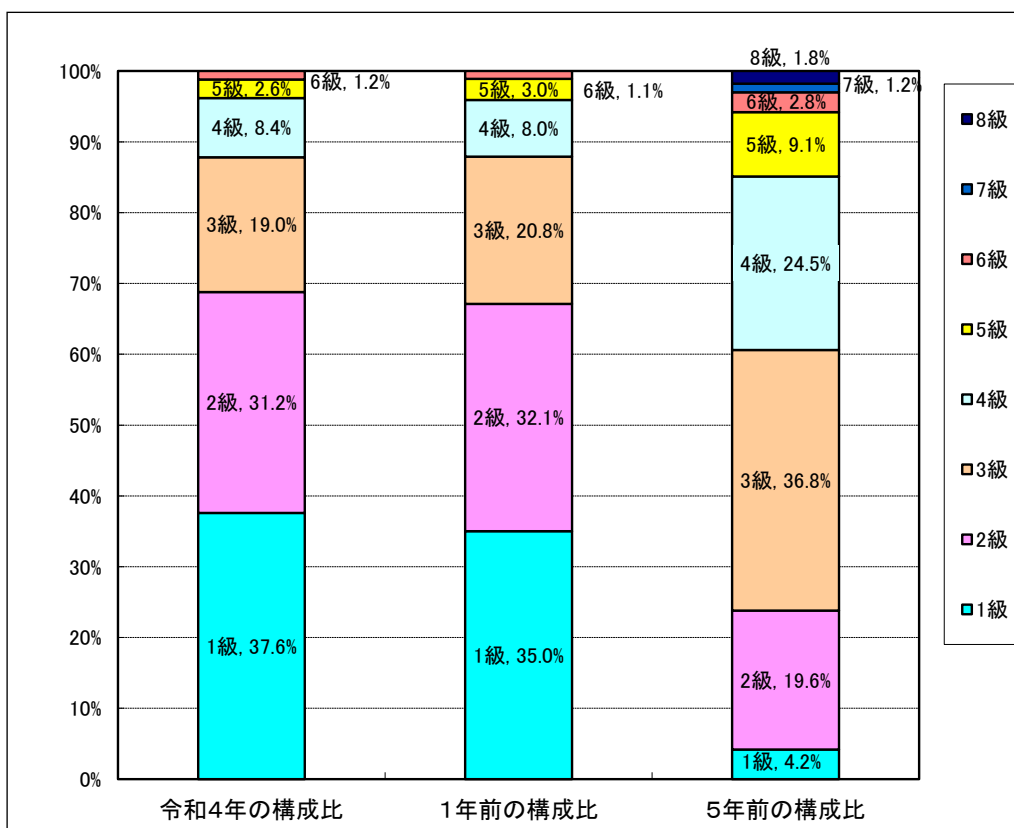
※技能労務職は、経験年数20年がないため、経験年数21年を記載している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

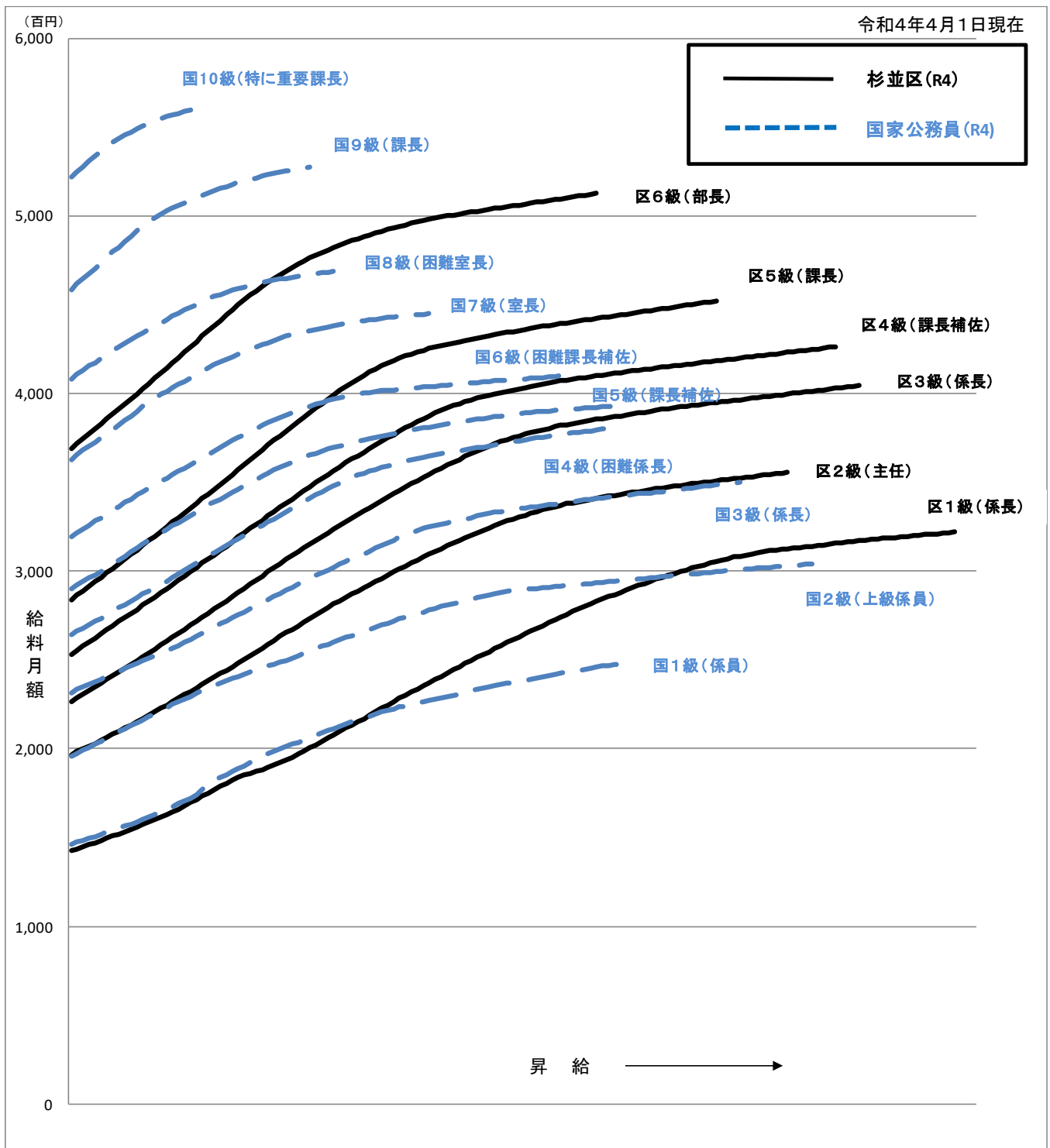
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6 級	部長	22人	1.2%	368,900円	512,600円
5 級	課長	45人	2.6%	283,900円	452,100円
4 級	課長補佐	146人	8.4%	253,100円	426,300円
3 級	係長	332人	19.0%	226,600円	404,400円
2 級	主任	544人	31.2%	196,700円	355,500円
1 級	係員	656人	37.6%	142,500円	321,900円

- (注) 1 杉並区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成30年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1～3級並びに6級、7級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（杉並区）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	\		\	
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

杉並区	東京都	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,590千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,788千円	—
（3年度支給割合） 期末手当 2.40月分 (1.35月分) 勤勉手当 2.05月分 (1.00月分)	（3年度支給割合） 期末手当 2.40月分 (1.35月分) 勤勉手当 2.05月分 (1.00月分)	（3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（杉並区）

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	\		\	
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

杉並区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	39.75月分	47.70月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	2,492千円	19,888千円	—	—	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		2,595,815千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		717,671円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	20%	3,741人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		36,100千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		118,750円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		9.28%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（3年度決算）	左記職員に対する支給単価（日額）
特定危険現場業務手当	建築課・営繕課担当職員	昇降機検査業務、高所作業	4,800円	170～400円
福祉事務所等業務手当	福祉事務所・高齢者施策課・高齢者在宅支援課・介護保険課担当職員	家庭等の訪問	1,688,200円	460円
防疫等業務手当	保健所・保健センター等担当職員	感染症・結核患者等へ接触する業務	4,582,440円	160～4,000円
清掃業務手当	清掃事務所等の清掃業務担当職員	廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務	29,372,700円	700円
児童相談所業務手当	児童相談所に勤務する職員	家庭訪問、指導、相談等の業務	321,930円	490円
一時保護業務手当	児童相談所に勤務する職員	児童の一時保護業務	0円	1,470円
教員特殊業務手当	学校・幼稚園・保育園の教員	非常災害時の緊急業務等	129,800円	3,000～16,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	1,384,789千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	397千円
支給実績（2年度決算）	1,373,462千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	392千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	<p>【内容】扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)配偶者 6,000円</p> <p>(2)子 9,000円</p> <p>(2)子（16歳年度初め～22歳年度末） 加算 4,000円</p> <p>(3)父母等 6,000円</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)配偶者 6,500円※</p> <p>(2)子 10,000円</p> <p>(2)子（16歳年度初め～22歳年度末） 加算 5,000円</p> <p>(3)父母等 6,500円※</p> <p>※1.俸給表8級以上は3,500円となり、9級以上は支給されない。</p>	186,391千円	192,951円
住居手当	<p>【内容】借家・借間に居住する世帯主（準ずる者を含む）である職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)27歳以下の者 27,000円</p> <p>(2)32歳以下の者 17,600円</p> <p>(3)33歳以上の者 8,300円</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>支給対象者・支給金額 最高 28,000円</p>	166,608千円	178,191円
通勤手当	<p>【内容】通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)交通機関等利用者 原則として6か月定期代</p> <p>(2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①～②)×6か月</p> <p>①一般 : 2,600～13,000円</p> <p>②障害者 : 3,900～24,900円</p> <p>(3)交通機関・交通用具併用者 原則として(1)と(2)の合計額</p> <p>※1月当たり支給最高限度額 55,000円</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>交通用具使用者支給額 2,000円～31,600円</p>	417,880千円	126,477円
単身赴任手当	<p>【内容】公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（片道 80 km以上）を満たす職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)基礎額 30,000円</p> <p>(2)加算額 6,000～14,000円（配偶者との住居の距離が100km以上の場合に加算）</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>距離制限 60 km以上</p> <p>月額 30,000円</p> <p>加算額 8,000円～70,000円</p>	432千円	432,000円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
管理職手当	<p>【内容】管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)部長 127,600円</p> <p>(2)重要困難課長 101,500円</p> <p>(3)課長 92,300円</p>	異なる	[国] 支給対象者・支給金額 46,300円～130,300円	145,539千円	1,102,566円
初任給調整手当	<p>【内容】専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、民間賃金との較差を考慮して設けられた手当。医師及び歯科医師に支給</p> <p>【支給額】 118,000～268,500円</p>	異なる	[国] 支給対象者・支給金額 414,800円以内	9,067千円	2,266,800円
休日給	<p>【内容】休日に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</p> <p>【支給額】 勤務1時間当たりの給与額×135/100</p>	同じ	—	97,578千円	117,563円
夜勤手当	<p>【内容】正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給</p> <p>【支給額】 勤務1時間当たりの給与額×25/100</p>	同じ	—	1,005千円	22,850円
宿日直手当	<p>【内容】宿日直勤務した場合に支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日、夜間警戒本部に勤務 5時間未満 4,600円 5時間以上 9,200円 ・上記以外の勤務 5時間未満 3,200円 5時間以上 6,400円 <p>※年未年始加算あり</p>	異なる	勤務の態様に応じ勤務1回につき、4,400円～21,000円を支給。	4,530千円	39,740円
管理職特別勤務手当	<p>【内容】管理職が週休日、休日又は平日深夜に勤務し代休日を取得できない場合に支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長 6時間以下：12,000円 6時間超：18,000円 平日深夜：6,000円 ・課長 6時間以下：10,000円 6時間超：15,000円 平日深夜：5,000円 	異なる	[国] 勤務1回につき週休日等の勤務については、6,000円～18,000円を支給。6時間を超える勤務については、5割増。平日深夜については、3,000円～6,000円。	478千円	28,118円
義務教育等教員特別手当	<p>【内容】義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材の確保することを目的とした手当。</p> <p>【支給額】 職務の級及び号級により</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 1,120円～4,150円 小学校 1,850円～7,950円 			5,372千円	47,121円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	区 長	1,113,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 区 長	891,900円	1,286,000円 /	974,800円
	教 育 長	764,400円	1,027,000円 /	808,300円
	代表監査委員(常勤)	687,500円		
報酬	議 長	856,000円	956,000円 /	856,000円
	副 議 長	774,600円	809,000円 /	756,100円
	議 員	595,700円	621,000円 /	589,000円
地域手当	区 長	給料×14.5%		
	副 区 長	給料×14.5%		
	教 育 長	給料×14.5%		
	代表監査委員(常勤)	給料×14.5%		
期末手当	区 長	(令和3年度支給割合)		
	副 区 長	3.93月分		
	教 育 長	3.93月分		
	代表監査委員(常勤)	3.93月分		
	議 長	(令和3年度支給割合)		
	副 議 長	3.68月分		
	議 員	3.68月分		
		3.68月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	区 長	給料×在職年数×450/100	2,003万円	任期毎
	副 区 長	給料×在職年数×306/100	1,092万円	任期毎
	教 育 長	給料×在職年数×234/100	537万円	任期毎
	代表監査委員(常勤)	給料×在職年数×216/100	594万円	任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。ただし、教育長の場合は、1期（3年＝36月）の見込額である。

2 区長の退職手当は特例条例（令和4年10月19日施行）により、現区長（再選した場合も含む）は上記退職手当額から25%減額。

(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
給料×在職年数×337.5/100	1,503万円	任期毎

6 職員数の状況

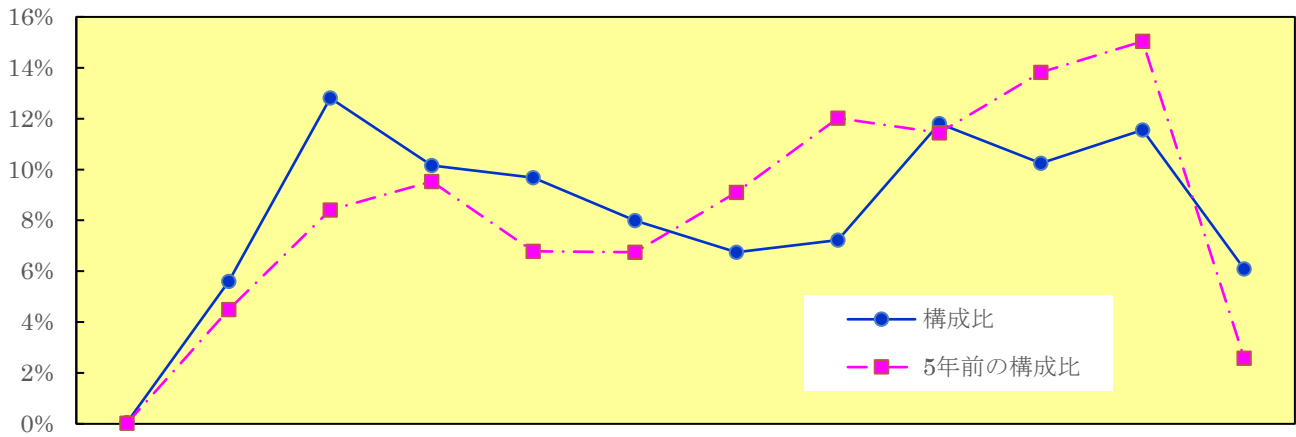
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	15	16	1	育休対応
		総務	541	524	△17	東京オリンピック・パラリンピック終了による事業終了及び組織委員会派遣終了に伴う減
		税務	116	115	△1	再任用短時間職員配置による欠員対応に伴う減
		民生	1,552	1,569	17	保育園現業系職員退職不補充、保育園民営化に伴う減、児童虐待対応強化、児童相談所派遣職員増員に伴う増
		衛生	420	439	19	清掃現業系職員退職不補充に伴う減、新型コロナウイルス感染症に係る保健所体制強化に伴う増
		労働	7	7	0	
		農林水産	4	4	0	
		商工	26	24	△2	プレミアム商品券対応終了に伴う減
		土木	335	338	3	用地担当体制強化に伴う増
		計	3,016	3,036	20	<参考> 人口1万人当たり職員数 <u>53.68</u> 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 <u>57.17</u> 人)
	教育部門	376	371	△5	学校現業系職員退職不補充に伴う減、学校ICT担当体制強化に伴う増	
小 計	3,392	3,407	15	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>59.80</u> 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 <u>63.84</u> 人)		
公営企業等会計部門	その他	106	106	0		
合 計		3,498 [3,649]	3,513 [3,467]	15 [182]	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>61.66</u> 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員で、自治法派遣の職員を除く
 2 合計欄の[]は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	2	197	450	357	340	281	237	254	415	360	406	214	3,513

(注) 上記職員数は、再任用フルタイム職員を含む

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	区分							過去5年間の増減数(率)
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年		
一般行政部門	2,912	2,964	2,969	3,013	3,016	3,036	124 (104.3%)	
教育部門	418	408	393	396	376	371	△47 (88.8%)	
普通会計部門計	3,330	3,372	3,362	3,409	3,392	3,407	77 (102.3%)	
公営企業等会計計	121	108	106	107	106	106	△15 (87.6%)	
総合計	3,451	3,480	3,468	3,516	3,498	3,513	62 (101.8%)	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。